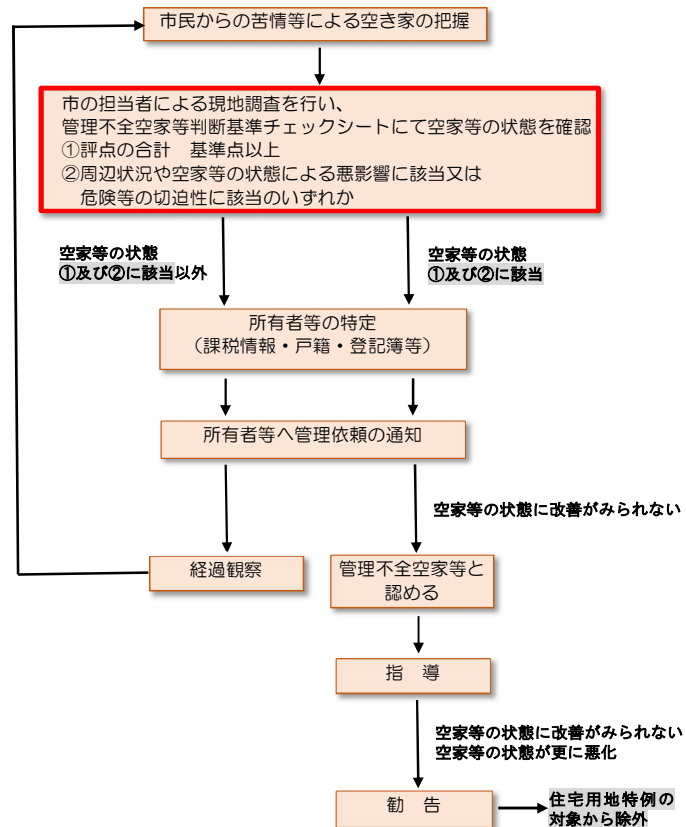


1 概要

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、そのまま放置すれば「特定空家等」に該当するおそれのある状態にあると認められる空家等について「管理不全空家等」と位置づけられたことから、本市における判断基準等について定めるもの。

2 管理不全空家等に係るフロー



3 「管理不全空家等」の判断方法について

- 「管理不全空家等」については、命令や代執行などの強い公権力の行使に係る措置は規定されていないことから、本協議会での意見聴取は行わない。
- 「管理不全空家等」に該当するかどうかの判断については、国のガイドラインに基づき作成した「富山市管理不全空家等の判断基準」により行う。
- 判断の際には、公平性を確保するため、調査項目を細分化した「管理不全空家等の判断基準チェックシート」を用いて、空家等の状態を点数化して行う。

4 管理不全空家等と認めるときの措置の判断基準について

管理不全空家等判断基準チェックシートにより、次の（１）及び（２）に該当した場合、「管理不全空家等」と認めるときの措置を行う。

- （１）空家等の状態が調査内容に該当した配点の合計が基準点以上
- （２）次のアかつイに該当するもの又はウに該当するもの
 - ア 周辺の状況による悪影響の程度
 - イ 空家等の状態による悪影響の程度
 - ウ 危険等の切迫性

5 判断例

資料 1-4 を参照